

平成26年度 柏市エコハウス促進総合補助金

エコハウスとは？

地球に優しい

消費エネルギーを無理なく減らす

緊急時も安心

エネルギー使用量を把握する

エネルギーを自分で創る

消費エネルギーを出来る限り少なくした上で、必要な分は自然エネルギーで賄う **CO₂排出量の少ない家**

住宅の「エコハウス化」を柏市がサポートします！

申請受付 平成26年4月1日(火)開始



※ 予算額に達した場合は、受付を終了します。

※ 工事着工前に申請してください。

市内施工業者により、設置を行ってください。

省エネ	工コ窓改修	窓の中央部熱貫流率(熱の伝えやすさを表す値)を 4.00W/m²・K以下 にするよう、次の方法で改修するもの。 • 内窓設置：既存の窓の内側に新しく窓を設置する(二重窓) • ガラス交換：既存サッシを利用して、ガラスのみを交換する。 • 全部交換：サッシとガラスを交換する。	設置費の4分の1 上限10万円
創エネ	太陽光発電設備(※)	太陽光を用いて太陽光エネルギーを電気エネルギーに変換するもの。 (※)HEMSも併せて申請することが必要です。	2万円/kW 上限6万円
	家庭用燃料電池システム(エネファーム)	都市ガス・LPGガス等の燃料から、電気と同時に湯を作るこことできるもの。	上限10万円
見える化	HEMS (エネルギー計測装置も可)	家庭での電力使用量などを自動で実測し、エネルギーの見える化を図るもの。	上限1万円
蓄エネ	蓄電池	発電した電力を繰り返し蓄え、停電時等必要に応じて電気を活用することができるもの。	上限10万円
	電気自動車充給電設備	電気自動車等の充電及び電気自動車等から住宅への電力の供給が可能なものの。	上限5万円

● お好きなメニューをお選びいただけます。メニューの組み合わせも可能です。

● お問い合わせ先 柏市役所 環境部 環境政策課

〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号 柏市役所 本庁舎4階 かしわエコサイトで検索 <http://www.ecosite.jp/ecoouse>

対象となる設備

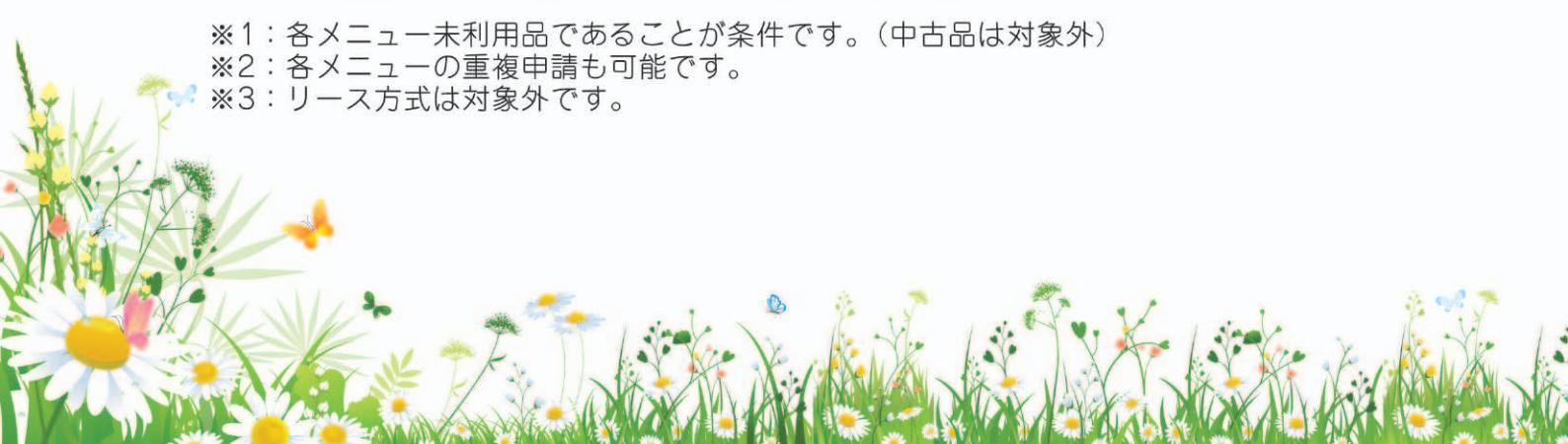
メニュー	対象設備	補助額
エコ窓改修	(1) 熱貫流率が $4.00\text{W}/\text{m}^2 \cdot \text{K}$ 以下であること。 (2) 居室へ設置（風呂・トイレ等は不可）すること。 (3) 1部屋単位での設置とすること。	補助対象費(次頁参照)の4分の1 上限: 10万円
太陽光発電設備	(1) 住宅用の低圧配電線と逆潮流有りで連系するものであること。 (2) 太陽電池モジュールが、次のいずれかの規格等に適合していること ア：国際電気標準会議の規格又は日本工業規格に適合しているものであること。 イ：財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているものであること。 (3) 最大出力が10キロワット未満であること。 (4) 併せて、本制度で補助対象となっているHEMSも設置すること。 ※ 既に設置している場合は、新たに設置する必要はありません。申請時に設置を証明する書類（領収書の写し等）を添付してください。	2万円/ kW (小数点以下第2位を四捨五入する。) 上限額: 6万円 +HEMS 上限1万円
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	国が実施する「民生用燃料電池導入支援補助金」の対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会の承認を受けたものであること。	補助対象費が10万円を超えるときは、10万円とする。
HEMS (エネルギー計測装置も可)	(1) 使用電力の計測・取得間隔（積算消費電力量(Wh)または消費電力(W)の計測または取得間隔）が30分間隔以内であること。 (2) データの蓄積期間が、1時間以内の単位で1ヶ月以上、1日以内の単位で13ヶ月以上であるもの。※ 表示できることを前提とする。 (3) 独自端末（壁面設置型の専用機器など設置するHEMS機器に付随するモニターのこと）、タブレット、スマートフォン、パソコンのいずれかを選択して「見える化」端末として表示することができる。	補助対象費が1万円を超えるときは、1万円とする。
蓄電池	国が実施する「定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金」の対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブの承認を受けたものであること。	補助対象費が10万円を超えるときは、10万円とする。
電気自動車充給電設備	電気自動車等から分電盤を通じて住宅に電力を供給する機能を有し、かつ国が実施する「次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金」の対象機器として、一般社団法人次世代自動車振興センターの承認を受けたものであること。	補助対象費が5万円を超えるときは、5万円とする。

対象となる設備について、ご不明な点は、環境政策課までお問い合わせください。

※1：各メニュー未利用品であることが条件です。（中古品は対象外）

※2：各メニューの重複申請も可能です。

※3：リース方式は対象外です。



制度の概要

●対象者

- 柏市内に住所を有する柏市民であること。
- 本人及び同居の家族が市税等を滞納していない者であること。
- 補助金交付決定前に工事に着手していない者であること。
- 設置を行う住宅所有者、もしくは同居の家族であること。

●対象住宅

- 市内の住宅で、次に掲げるもの。
 - ①戸建住宅
 - ②共同住宅の住戸部分
- ※ 賃貸住宅は対象外です。
- ※ 店舗又は事務所等が併設された住宅は、住宅部分のみ対象です。
- ※ エコ窓改修工事の場合、新築住宅は対象外です。
- 当該住宅が違法建築物又は既存不適格建築物（建築時には適法に建てられた建築物であって、その後、法令の改正や都市計画変更等によって現行法に対して不適格な部分が生じた建築物）でないこと。

●施工業者

【エコ窓改修・太陽光発電設備・HEMS】

- 市内に本社、本店を有する法人及び市内に事業所を有する個人事業主により設置を行うこと。

【エネファーム・蓄電池・電気自動車充給電設備】

- 市内に事業所を有する法人及び市内に事業所を有する個人事業主により設置を行うこと。
※ 業者は、ホームページ、広告等から探してください。

●対象費

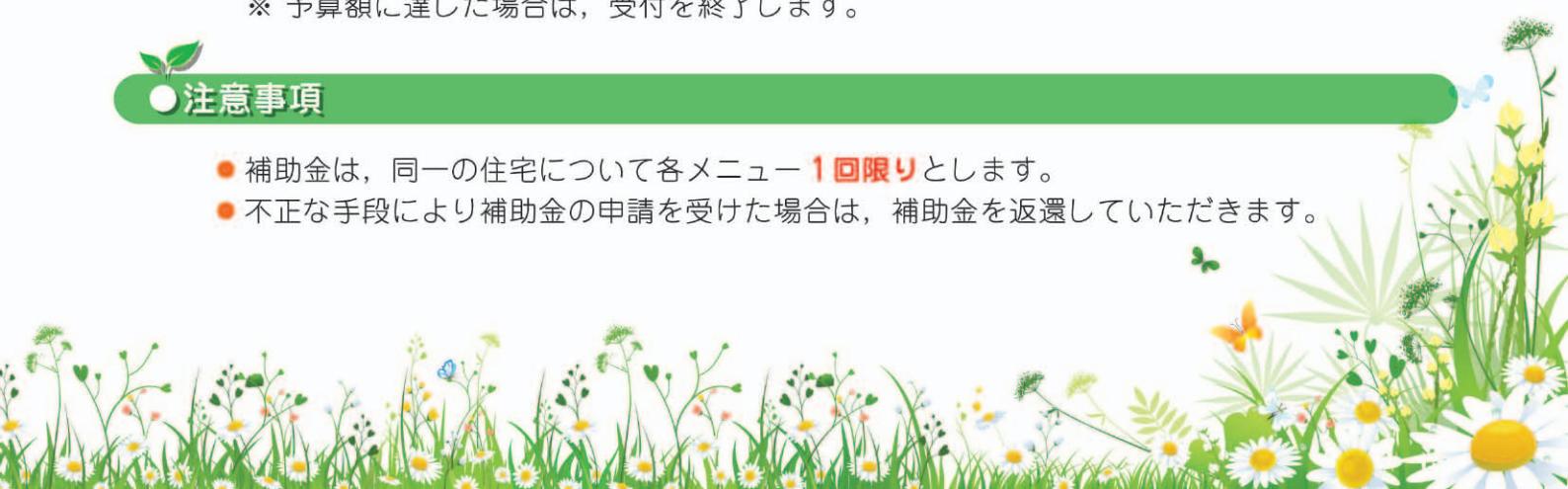
- 設備の購入及び設置工事に係る費用。
※ 千円未満切り捨て、消費税は補助対象額に含みません。

●申請受付

- 平成26年4月1日（火）開始。
※ 予算額に達した場合は、受付を終了します。

●注意事項

- 補助金は、同一の住宅について各メニュー1回限りとします。
- 不正な手段により補助金の申請を受けた場合は、補助金を返還していただきます。



交付までの手続き

START

① 見積りの依頼

市内施工業者へ設置工事に係る見積りを依頼してください。

② 交付申請

申請 平成26年4月1日(火)開始

補助申請を行う場合は、次の書類を環境政策課窓口へ提出してください。(郵送不可)

注意：使用する印鑑は全て同じものを使用してください。

提出書類…郵送不可

- ① 交付申請書 (★)
- ② 住民票の写し (本人及び同居の家族) ※ 3ヶ月以内に交付されたもの
- ③ 平成25年度の市民税・固定資産税・都市計画税の納税証明書又は非課税証明書
- ④ 市内施工業者による見積書の写し
※ 工事の内訳、施工業者の名称、所在地、電話番号の記載及び捺印のあるもの
- ⑤ 設置機器の規格がわかる資料 (製品カタログ等)
※ 補助対象要件を満たすことがわかるもの。
- ⑥ 市内施工業者の法人登記簿の謄本 (市内業者が個人事業主である場合は、住民票の写し)
※ 施工業者へご請求ください。
- ⑦ 工事着工前の写真 (設置予定の全ての箇所) ※ カラー、日付入り
- ⑧ 【エコ窓改修の場合】
エコ窓設置位置の明示された平面図、立面図又はエコ窓の面積が分かる図面

◀ 環境政策課窓口 交付決定通知書 又は 不交付決定通知書の送付

③ 工事の実施 (交付決定の場合)

補助金交付決定通知の受領後、平成26年12月末日までに設置工事を実施してください。

※ 補助金決定通知後、工事内容の変更や工事の中止があった場合は、届出が必要となりますので、環境政策課までご連絡ください。

④ 完了報告

設置工事の完了後、1ヶ月以内又は平成26年12月末日のいずれか早い日までに、次の書類を環境政策課窓口へ提出してください。(郵送不可)

提出書類…郵送不可

- ① 完了報告書 (★)
- ② 経費の内訳が記載された領収書の写し
※ 経費の内訳が記載されていない場合は、明細書の写しも必要。
- ③ 工事着工後の写真 (設置した全ての箇所) ※ カラー、日付入り
- ④ 【太陽光発電の場合】
電力会社との受給契約申込書 (低圧：再生可能エネルギー発電設備用) のお客様控え写し (東京電力の承諾日が記述してあるもの)

◀ 環境政策課窓口 完了審査

上記提出物に基づく書類審査を実施します。

◀ 環境政策課窓口 助け金額確定通知書の送付

補助額の決定後、補助金額確定通知書を送付いたします。

⑤ 助け金請求

補助金額確定通知の受領後、2週間以内又は平成27年1月30日(金)のいずれか早い日までに次の書類を環境政策課窓口へ提出してください。(郵送可能)

提出書類…郵送可能

補助金交付請求書 (★)

◀ 環境政策課窓口 助け金の交付

ご指定の口座へ補助金を振込みます。

⑥ 助け金受取

GOAL

